

追及権の現状

2018年12月19日@文化審議会著作権分科会国際小委員会

山口大学 知的財産センター
特命准教授 小川 明子

追及権の現状

1. 追及権制度と世界の状況
 - (1) 背景
 - (2) 制度
 - (3) 世界の状況
2. 美術の著作者と追及権
 - (1) 美術品市場
 - (2) 金銭的利益
 - (3) 精神的充足
3. 日本の導入
 - (1) なぜこれまで導入されなかったか
 - (2) 導入によるデメリット(悪影響)
 - (3) 導入によるメリット

1. 追及権制度とは (1) 背景



音楽、文芸の著作者
作品は、CDや書籍として複製して販売

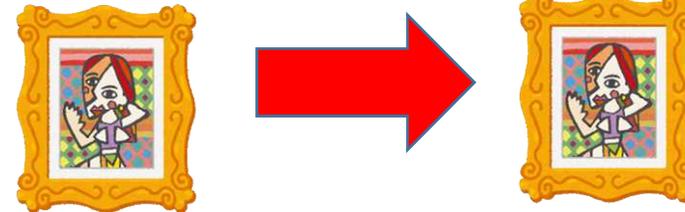
美術の著作者
作品そのものを販売

人気があると、**販売数量**が増加

原作品による販売(1回)

著作権料による収入増加。

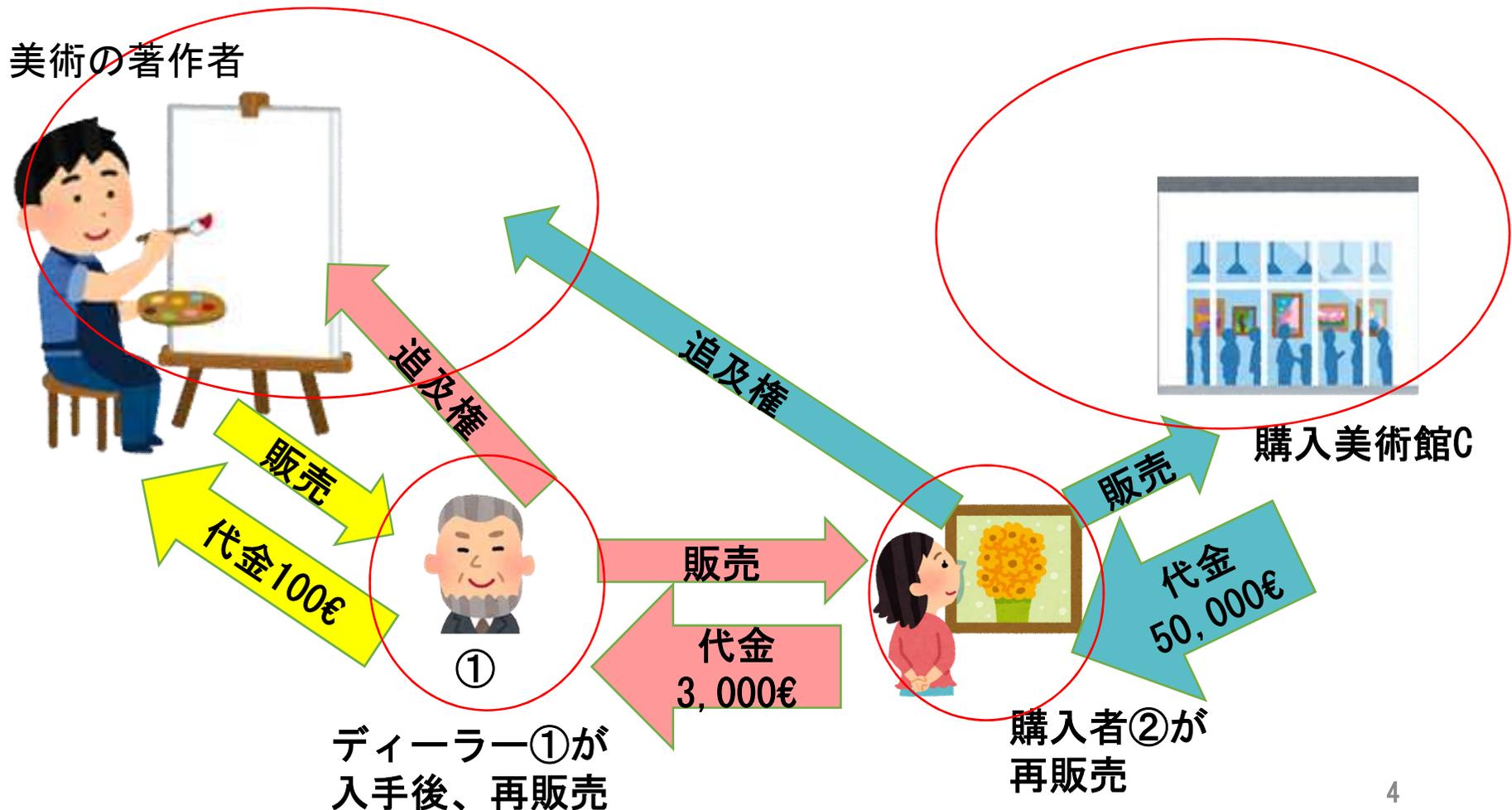
人気があれば同じ作者の**別の作品**の価格も上昇
しかし、作者が**作品を作らなければ**、**収入の道は途絶える**。



転売に伴い価格が上昇しても、作者には追加収入はない

1. 追及権制度とは (2) 制度

著作者から著作物が販売された後、再度、あるいは再再度転売される場合に、毎回、転売額の数パーセントを著作者に支払う制度



1. 追及権制度とは

(2) 制度



EUの場合

どんな美術作品でも追及権の対象となるのか？

オリジナルの原作品/原作品とみなされる複製



追及権料は？

0.25~4%

追及権による保護期間は？

著作権と同じ没後70年

どんな取引でも追及権の対象となるのか？

プロの美術品購入者、販売者あるいは仲介者が関与する取引



著作者はどうやって追及権料を受け取ることができるのか？

管理団体を通じて、あるいは、直接



我が国では未導入である。

1. 追及権制度とは (3) 世界の状況 (法制度のある国)

(2013 US copyright office の調査より)

	国名		国名		国名		国名
1	アルバニア	21	クロアチア	41	ラトビア	61	ポルトガル
2	アルジェリア	22	チェコスロバキア	42	リヒテンシュタイン	62	ルーマニア
3	アルメニア	23	デンマーク	43	リトアニア	63	ロシア
4	オーストラリア	24	ジブチ	44	ルクセンブルグ	64	セネガル
5	オーストリア	25	ドミニカ	45	マダガスカル	65	セルビア
6	アゼルバイジャン	26	エクアドル	46	マリ	66	スロバキア
7	ベルギー	27	エルサルバドル	47	マルタ	67	スロベニア
8	ベニン	28	エストニア	48	モーリシャス	68	スペイン
9	ボリビア	29	フィンランド	49	メキシコ	69	スウェーデン
10	ボスニアヘルツェゴビナ	30	フランス	50	モナコ	70	マケドニア (旧ユーゴスラビア)
11	ブラジル	31	ジョージア (グルジア)	51	モンテネグロ	71	トーゴ
12	ブルガリア	32	ドイツ	52	オランダ	72	チュニジア
13	ブルキナファソ	33	ギリシャ	53	ニカラグア	73	トルコ
14	カメルーン	34	グアテマラ	54	ナイジェリア	74	イギリス
15	チャド	35	ギニアビサウ	55	ノルウェー	75	ウルグアイ
16	チリ	36	ホンデュラス	56	パナマ	76	ウズベキスタン
17	コンゴ	37	ハンガリー	57	パラグアイ		
18	コモロ連合	38	アイスランド	58	ペルー		
19	コスタリカ	39	インド	59	フィリピン		
20	コートジボワール	40	イタリア	60	ポーランド		

1. 追及権制度とは (3) 世界の状況 (法制度のある国)

1 1920年 フランス

1921ベルギー、1926 チェコスロバキア、1935ポーランド、
1938ウルグアイ、1941イタリア

6カ国

1948年 **ベルヌ条約**

1951トルコ、1957ユーゴスラビア、1960法王正座 (バチカン)、
1961ペルー、1965西ドイツ、1966ポルトガル、チュニジア、
1967マダガスカル、1969ハンガリー、1970チリ、モロッコ、
1972ルクセンブルグ、フィリピン、1973アルジェリア、ブラジ
ル、セネガル、他

36カ国

2001年 欧州指令 2001/84/EC

2006年 欧州連合15カ国に追及権制度

(イギリス、アイルランド、オランダ、オーストリア)

2012年 欧州連合28カ国が追及権の導入を完了

2016年 セネガルとコンゴが、**WIPO**での検討を提案

79カ
国

2. 美術の著作者と追及権

(1) 美術品市場

日本にも美術品市場はあるのだろうか。

日本に追及権は未導入である。

年	オークション落札総額	集計対象オークション会社名
2006	17,426,334,910 yen (174億2633万4910円)	シンワ、毎日、AJC,DNA,エスト、AM,マレット、J-CAP
2008	14,839,018,085 yen (148億3901万8085円)	シンワ、毎日、AJC,エスト、AM,マレット、J-CAP, オーガー、マーケット
2010	9,274,172,000yen (92億7417万2000円)	シンワ、毎日、エスト、マレット、オーガー、マーケット、ISE
2012	9,552,673,330yen (95億5267万3330円)	シンワ、毎日、エスト、マレット、オーガー、ISE、SBI、A.C.N.
2014	12,983,409,000yen (129億8340万9000円)	シンワ、毎日、エスト、マレット、オーガー、iART、ISE、SBI、A.C.N.

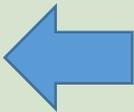
「日本のアートの価格は再上昇するのか」 月刊『Art Collectors』 2015年4月号 生活の友社 p15-18のデータより抽出

2. 美術の著作者と追及権

(2) 金銭的利益

日本に追及権は未導入である。

2006年に日本で行われた販売

著作者	販売金額 (1€=123円で計算)	追及権があった場合の著作者の収入 (EU指令をもとに)
Emile Gallet (1846-1904)	205,000,000円=1,656,605.00€	(計算上は11,641.51€) → 0 日欧ともに保護期間終了
Renoir (1841-1919)	190,000,000円=1,535,930.00€	(計算上は11,339€) → 0 日欧ともに保護期間終了
Warhal (1928-1987)	155,000,000円=1,252,555.00€	10,631.39€ →1,315,025円 
東山魁夷 (1908-1999)	72,000,000円=581,832.00€	8,954.58€ →1,107,616円 

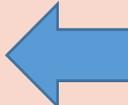
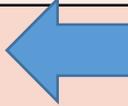
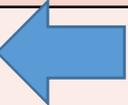
年別落札ランキング トップ4 『Art Collectors'』誌のデータをもとに。

2. 美術の著作者と追及権

(2) 金銭的利益

日本に追及権は未導入である。

2010年に日本で行われた販売

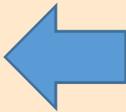
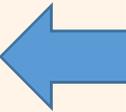
著作者	販売金額 (1€=123円で計算)	追及権があった場合の著作者の 収入 (EU指令をもとに)
Picasso (1881-1973)	228,000,000円 = 1,842,012.00€	12,500.00€ → 1,516,159円 
東山魁夷 (ひがし やまかいい) (1908-1999)	62,000,000円 = 500,989.00€	8,752.47€ → 1,082,616円 
Chagall (1998-1985)	55,000,000円 = 444,345.00€	8,471.73€ → 1,047,891円 
Chagall	52,000,000円 = 420,108.00€	8,350.54€ → 1,033,186円 

年別落札ランキング トップ4 『Art Collectors'』誌のデータをもとに。

2. 美術の著作者と追及権

(2) 金銭的利益

2014年に日本で行われた販売

著作者	販売金額 (1€=123円で計算)	追及権があった場合 (EU指令額を もとに)
杉山寧 (すぎやまやすし) (1909-1993)	108,000,000円 = 871,344.00€	9,678.00€ → 1,198,369円 
棟方志功 (むなかたしこう) (1903-1975)	82,000,000円 = 661,494.00€	9,153.00€ → 1,133,361円 
白髪一雄 (しらがかずお) (1924-2008)	75,000,000円 = 605,025.00€	9,012.56€ → 1,115,972円 
東山魁夷 (ひがしやまかいいい) (1908-1999)	74,000,000円 = 596,958.00€	8,992.40€ → 1,113,475円 

年別落札ランキング トップ4 『Art Collectors'』誌のデータをもとに。

2. 美術の著作者と追及権

(2) 金銭的利益

ちなみにより価格帯の低い作品の場合はどうなるのか？

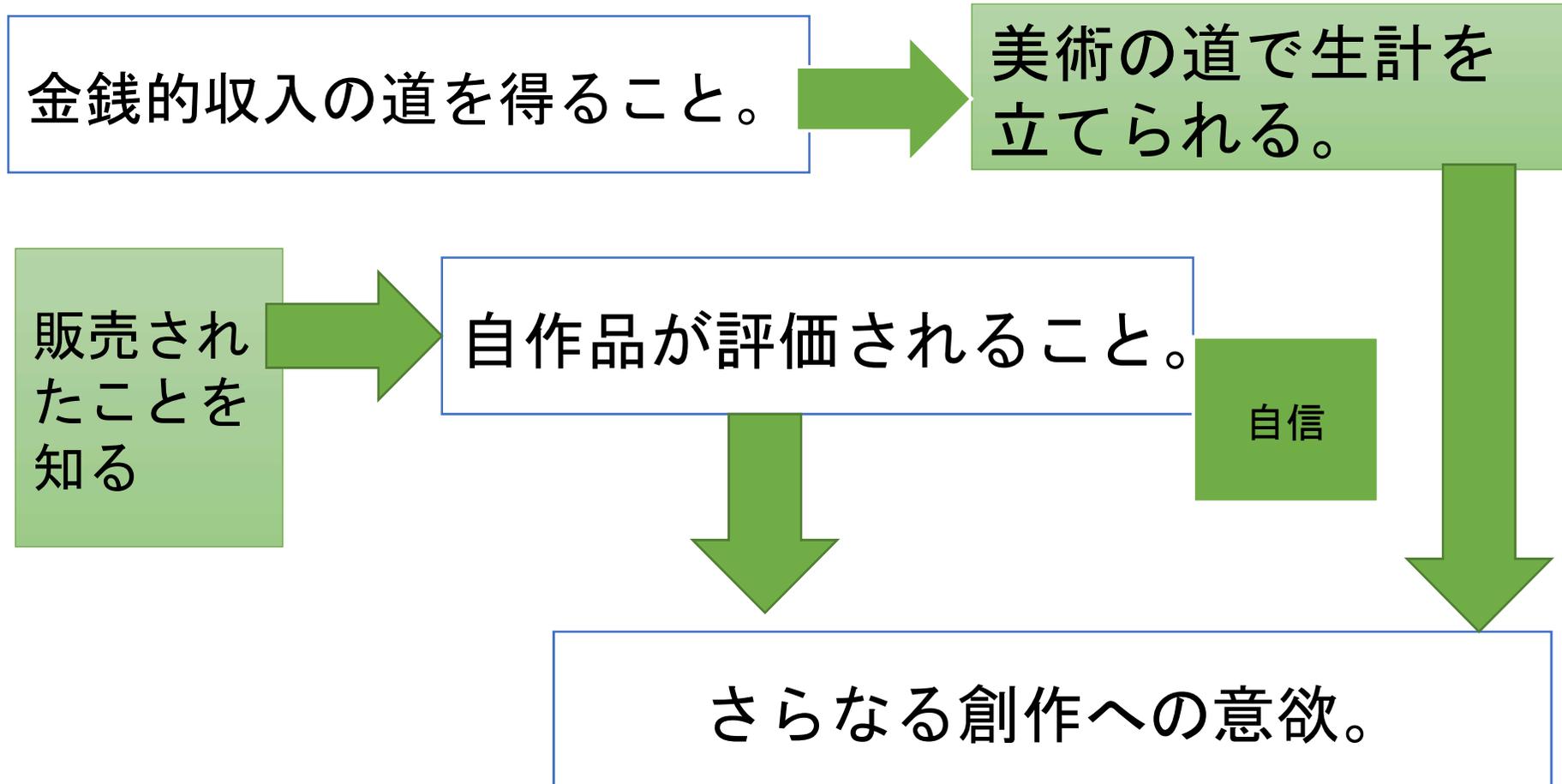
販売金額 (1€ = 123円で計算)	追及権があった場合 (EU指令額をもとに)
100,000円 = 806.90€	フランス32.28€ → 3,998円
500,000円 = 4,034.50€	161.38€ → 20,849円
1,000,000円 = 8,069.00€	322.76€ → 39,965円

追及権を受け取ることは、金銭的収入である。
それ以外に、著作者に如何なる意味があるのだろうか。

2. 美術の著作者と追及権

(3) 精神的充足

追及権を受け取ることは、著作者に如何なる意味があるのだろうか。



3. 日本の導入 (1) なぜこれまで導入されなかったか

新たな権利の創設は、制限規定の増設よりも慎重

ベルヌ条約14条の3は任意規定
欧州連合のような枠組みにおける義務なし

追及権が必要であるという声が上がらない

法の導入の是非が議論されない中、権利に対するイメージがわきにくい

3. 日本の導入 (2) 導入によるデメリット (悪影響)

美術品が売れなくなる

美術品市場が無くなる⇒市場そのものが追及権の無い国に移動する

美術品の価格が下がる

経済分析により、これらの事態には至らないことが証明されている。

3. 日本の導入 (3) 導入によるメリット

日本の美術の著作者：

国内外で、販売の一部を受け取ることができる。
著作者の製作意欲の源となる。

日本の美術品市場：

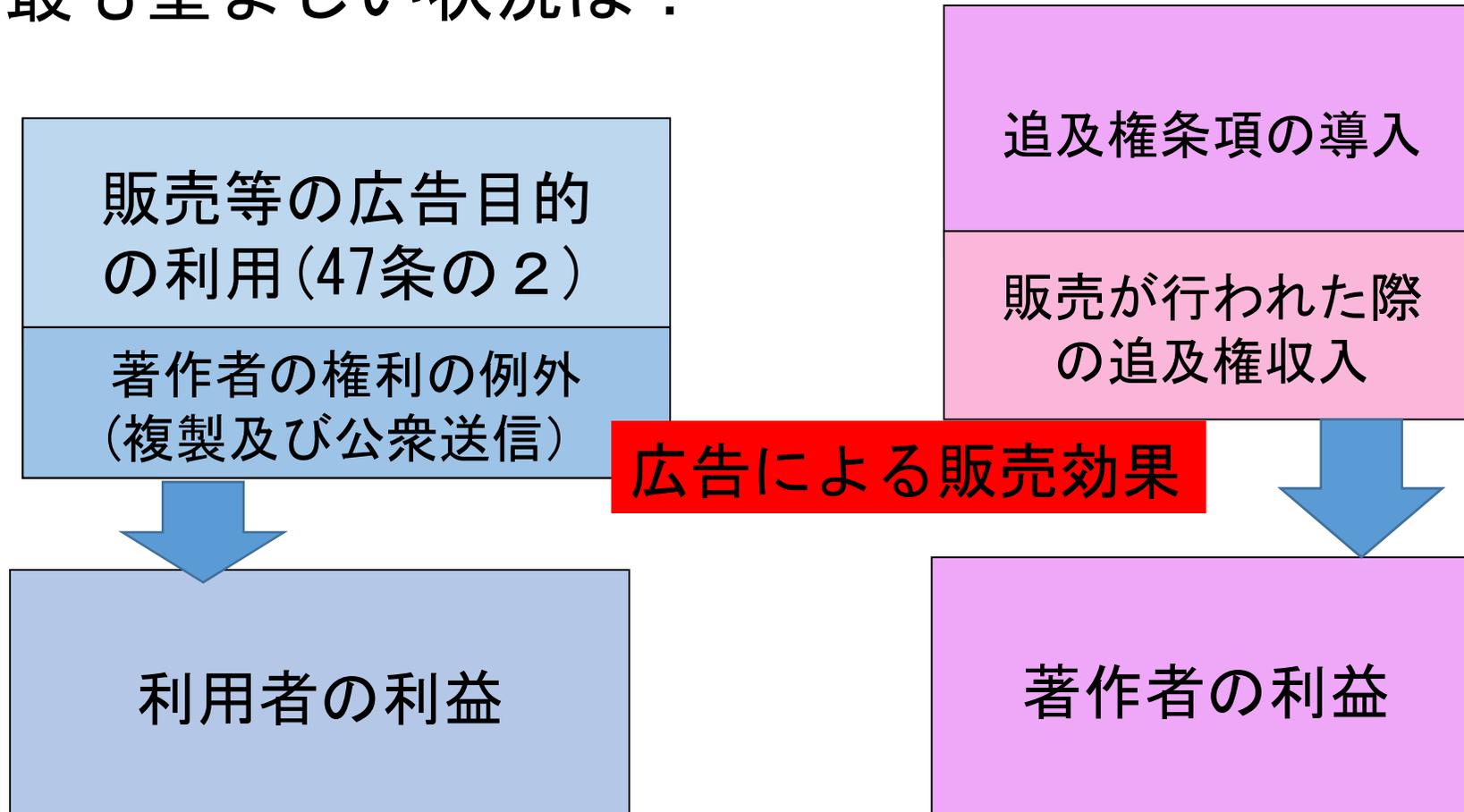
日本には、美術品市場/美術品愛好家が存在する。
市場の国際化と、美術の著作者の保護の一助となる。

海外の美術の著作者：

日本市場における販売でも、追及権を受け取ることができる。

3. 日本の導入 (3) 導入によるメリット

最も望ましい状況は？



ご清聴ありがとうございました。

ご質問・コメントは
ao@yamaguchi-u.ac.jp
まで。